

令和7年度心のバリアフリー推進事業委託業務 企画提案仕様書

1 目的

県では、平成26年4月に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」（以下「共生社会条例」という。）を施行し、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会（インクルーシブ社会）の実現を目指している。

本委託業務は、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供等を規定している共生社会条例の理念・内容、心のバリアフリー等について普及啓発し、障害及び障害のある人に対する理解促進を図るとともに、障害を理由とする差別等に関する相談員を対象とした研修等を実施し、地域住民への障害理解促進に資する取組の推進を図る。

また、令和4年7月から沖縄県で導入したパーキングパーミット制度（沖縄県ちゅうらパーキング利用証制度）について、県民や関係機関への普及啓発を図るための広報等を実施する。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 委託業務内容

(1) 障害者差別等に関する相談員研修

市町村、相談支援事業所などの障害者差別等に関する相談業務に従事する職員（以下「相談員等」という。）を対象として、相談員等の知識及びスキルの向上を目的に、障害特性や合理的配慮への理解を深める研修を実施するとともに、研修内では、共生社会条例の理念や、共生社会の実現に向けた県の取組を周知するなどして、共生社会条例の普及啓発を図る。

当該研修は、Web形式又は対面形式のいずれでも可とする（Web、対面併用のハイブリット形式も可）。研修の実施に当たっては、会場の確保・設営（案内表示、装飾等）、専用Webサイトの構築・管理、受講者募集に係る開催案内・申込受付・受講者名簿の作成・グループ分け、講師・手話通訳士等の確保・連絡調整・旅費及び謝金の支払い、当日の運営、研修動画及びテキストの制作、アンケートの作成・集計等、一切の業務を行うものとする。

また当該研修では、障害者差別解消法及び共生社会条例の概要、合理的配慮に関する考え方のほか、障害のある人への相談対応に関する技法等を学べる内容とし、グループワーク演習を取り入れるものとする。

イ グループワーク演習の実施方法等

(ア) 1回当たり3時間程度とし、受講者が参加しやすいよう日時を変えて計3～5回程度実施する。

(イ) 1グループ6～7人程度とし、メイン講師の他にファシリテーターを配置することも可とする。

(ウ) 研修内容は、障害者差別や合理的配慮に関する事例検討とする。

ウ 受講対象者

市町村職員（障害者差別等に関する相談員）、一般又は特定相談支援事業者、福祉事務所職員等

エ 定員

1回当たり約30人～50人程度とする。

オ その他

対面形式による研修とする場合は、県内全域（北部・中部・南部・宮古・八重山）から参加できるよう、研修場所について配慮すること。

カ 具体的な事例や障害当事者の声を紹介するなどして、経験の浅い初任者でも理解が進む講座となるよう工夫すること。

(2) 障害理解促進講座

事業者による合理的配慮提供の義務化を含めた改正障害者差別解消法が令和6年4月1日から施行されたことを踏まえ、事業者を対象に、法改正により事業者へ求められる対応や、合理的配慮、障害特性、障害者とのコミュニケーションの方法等について、理解を深める講座を実施するとともに、研修内では、共生社会条例の理念や、共生社会の実現に向けた県の取組を周知するなどして、共生社会条例の普及啓発を図る。

講座はWeb形式又は対面形式のいずれでも可（Web、対面併用のハイブリット形式も可）とし、会場の確保・設営（案内表示、装飾等）専用Webサイトの構築・管理、受講者募集に係る開催案内・申込受付・受講者名簿の作成、講師・手話通訳士等の確保・連絡調整・旅費及び謝金の支払い、当日の運営、研修動画及びテキストの制作、アンケートの作成・集計等、一切の業務を行うものとする。

ア 実施方法等

(ア) 1回当たり2～3時間程度（質疑応答を含む）とし、受講者が参加しやすいよう日時を変えて3～5回程度実施する。なお、福祉関係者のみならず、一般事業者や教育関係者など広く受講できるよう配慮すること。

(イ) 基本的な内容は、以下の2講座とする。

① 障害者差別解消法及び共生社会条例の理念、合理的配慮の考え方のほか法的な知識について（県又は外部講師が担当）

② 障害者や障害特性への理解、障害者とのコミュニケーションの方法等（外部講師が担当）

※ 具体的な事例や障害当事者の声を紹介するなどして、経験の浅い初任者でも理解が進む講座となるよう工夫すること。

イ 受講対象者

一般事業者（障害者を雇用又は接客する機会の多い企業等）、教育関係者等

ウ 定員

200人程度とする。（各40人程度×5回）

エ 本講座の周知

メディア等を活用した広報を行うこと。

(3) 障害理解促進に係るイベントの実施

障害のある人もない人も、お互いがふれあい、楽しみながら障害及び障害のある人に対する理解と関心を深めるためのイベントや、県内事業者が合理的配慮について理解を深めるためのイベントを実施する。

ア 場所：沖縄本島内（3箇所程度）、宮古、八重山（各1箇所）。既存の商業施設等を想定。

イ 規模：問わない

ウ 対象：一般県民、事業者、障害当事者

エ 内容：①障害のある人となない人が一緒に楽しみながら障害について考える契機となるような内容とすること。

②イベントの中で共生社会条例を広く知ってもらう取組を実施すること。

③イベントの中で東京2025デフリンピックに関連した取組を実施すること。

<例>○ 障害当事者等による音楽ミニライブ、ダンスパフォーマンス

○ パラリンピック選手やデフリンピック選手等障害当事者によるトークショー

○ 障害のある人となない人が直接対話し、交流を深めるタウンミーティング

○ 視覚障害、聴覚障害、車椅子試乗体験等の障害疑似体験

○ 車椅子バスケット、ボッチャ等の障害者スポーツの実演体験

○ 障害理解促進に関するパネル展

○ 合理的配慮について先進的な取組を行っている県内外の事業者を招聘し、県内事業者との意見交換や交流を深めるイベント

○ ヘルプマーク、ヘルプカード等障害に関するツールの普及啓発

○ 障害に関する販促品を活用した共生社会条例の広報

※ 上記は取組内容を例示したものであり、提案内容を上記の取組に限定するものではない。

オ 本イベントの周知：メディア等を活用した広報を行うこと

(4) パーキングパーミット制度（沖縄県ちゅうらパーキング利用証制度）の普及啓発

障害者等用駐車場の適正利用を図るため、令和4年7月から導入したパーキングパーミット制度（沖縄県ちゅうらパーキング利用証制度）につき、県民や関係機関への普及啓発を図るため、主に次に掲げる取組を行う。

ア ラジオ、新聞、SNS等のメディアを活用した広報

イ 動画やチラシ等のコンテンツ作成のほか、障害者等用駐車場を所有する県内事業者に対し本制度への協力を呼びかけるための取組

※ 本制度の普及啓発に係る積算にあたっては、下記「6 費用の積算」の「留意事項」に掲げる内容に留意すること。

(5) 推進委員会運営業務

障害当事者、有識者及び関係行政機関の5人程度で構成する推進委員会を設置し、

上記(1)から(4)の実施にあたっては委員の意見を参考にして実施すること。

受託者は運営事務局として、連絡調整、会議資料・議事録の作成、県及び委員との事前調整、会議の運営、委員への旅費及び謝金の支払い等、推進委員会の設置・運営に際し必要な一切の業務を行う。

(6) 実施計画書、支払関係及び事業完了報告書の作成業務

ア 実施計画書の作成、提出

イ 経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理、保管

ウ 成果物、事業完了報告書（印刷されたA4版3部及び電子ファイル一式）の作成、提出

4 企画提案の内容

(1) 本業務実施にあたっての基本的な考え方（運営方針、重視する内容等）

(2) 「障害者差別等に関する相談員研修」の実施方法等（開催時期、実施する内容、受講者の募集の手法、講師の提案及びその理由等）

※ 講師の選定については、受託後に県と調整して決定するものとし、提案の段階では講師の承諾を得なくてもよい。

(3) 「障害理解促進講座」の実施方法等（開催時期、実施する内容、受講者の募集の手法、講師の提案及びその理由等）

※ 講師の選定については、受託後に県と調整して決定するものとし、提案の段階では講師の承諾を得なくてもよい。

※ 受講者の募集については、例年苦慮していることから、広く県内の事業者に講座の開催を周知するより効果的な手法を提案すること。

(4) 「障害理解促進に係るイベント」の実施方法等（実施の手法及び期待される効果等）

(5) 「パーキングパーミット制度の普及啓発」の実施方法等（広報の内容及び期待される効果等）

(6) 「推進委員会運営業務」の実施方法等（開催時期、場所、委員構成案等）

(7) 事業目的に沿った効果的な提案がある場合は、上記(1)～(6)以外の提案も可能とする。提案にあたっては、その理由も含めて記載すること。

5 成果品等の提出

本業務で実施された内容は、全ての成果品として取りまとめるものとする。受託者は、委託業務完了後1か月以内又は契約満了日のいずれか早い日までに以下の成果品等を提出するものとする。

- (1) 本業務の実施に係る資料、アンケート結果等（電子ファイル式）
- (2) 事業完了報告書（出力されたもの3部、電子ファイル式）
- (3) その他、全ての成果品
- (4) 本事業に要した経費であることが確認できる書類（経費の明細及び支出した伝票など）

6 費用の積算

積算の費目については、以下の内容で積算すること。

- (1) 直接人件費
 - ア 人件費
- (2) 直接経費
 - ア 旅費
 - イ 報償費（謝金等）
 - ウ 印刷製本費
 - エ 消耗品費
 - オ 通信運搬費（郵便料等）
 - カ 賃借料（会場借料等）
 - キ 役務費
 - ク その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）
- (3) 再委託費
- (4) 一般管理費（上記(1)及び(2)の合計額（(3)を除く））の10%以内とする）
- (5) 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）

【留意事項】

- ※ 本委託業務に関する経費は、16,971千円（税込）の範囲内とすること。
ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なることがある。なお、「パーキングパーミット制度の普及啓発」に関する経費は、3,000千円（税込）の範囲内とし、それ以外の経費は、13,971千円（税込）の範囲内とすること。
- ※ 各積算費目の単価と内訳を記載すること。なお、記載にあたっては、「パーキングパーミット制度の普及啓発」に係る積算費目の内訳を明示すること。
- ※ 本事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。
- ※ 人件費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準に設定すること。
- ※ 契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書の中でその内容がわかるように記載すること。
- ※ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品（耐用年数が1年以上又は使用後も残存価額が残る物品）については、賃借料の範囲（リース等）で対応するものと

する。

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委任の承認

受託者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める簡易な業務についてはこの限りではない。

ア 資料の収集、整理、複写、印刷、製本

イ 原稿、データの入力及び集計

ウ 研修会等実施に係る荷物の輸送

エ 研修会等実施に付随する会場設営、参加者案内等の運営業務

オ その他1件あたりの委託費が100万円未満の経費

(3) 相手方の制限

本契約の企画提案参加者であったものに契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団関係者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

8 その他留意事項

(1) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約仕様書については、変更する場合がある。

(2) 受託者は、この仕様書に基づき、委託者と緊密に連携し、連絡を取り、その指示に従うこと。この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については、委託者と受託者の双方で協議することとする。

(3) 委託者から本業務の実施状況等に関する報告を求められた場合は、その都度報告すること。

(4) 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる全ての経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

- (5) 個人情報の収集、利用、管理については、個人情報の保護に関する法令の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。
- (6) 成果品の著作権及び所有権は、県に帰属する。ただし、本委託事業にあたり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (7) 受託者が第三者と協働、連携又は再委託（以下「連携等」という。）により業務の遂行を図るとき、当該第三者に生じる謝金及び交通費等は、受託者が責任をもって必要な精算等を行うこと。
- (8) 受託者と第三者が連携等により業務の遂行を図るとき、当該第三者以外の者に対して不法行為責任が生じた場合には、受託者が責任をもって処理すること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、国や県が掲げる新型コロナウイルス感染症等に係る各種イベント等の実施ガイドラインに沿った対策を十分に取った上で実施するものとする。